

令和2年5月27日
学 長 裁 定

宇都宮大学におけるキャンパス全面禁煙実施に関する基本方針

喫煙は、喫煙者自身の健康はもとより、受動喫煙等により非喫煙者の健康も害することから、多くの人々の健康に対して多大な影響を与える。

また、望まない受動喫煙の防止を図るため、平成30年7月25日に健康増進法の一部を改正する法律が公布されたことを踏まえ、大学は未成年者を含む学生をはじめとする多くの者が集まる公共性の高い教育研究機関であることから、本学では、令和元年6月13日に「宇都宮大学キャンパス全面禁煙宣言」を発出した。

については、宣言どおり令和2年7月1日からキャンパス全面禁煙を実施するため、基本方針を下記のとおり定める。

記

1. 基本的な考え方

(1) 本学の敷地内は、令和2年7月1日から全面禁煙とする。

なお、電子タバコや加熱式タバコについても、全面禁煙の対象とする。

(2) 対象者は、本学の学生、教職員及び学外者でキャンパス内に入構する者とする。

(3) キャンパス内に駐車中の車内での喫煙及びキャンパス外であっても周辺住民への迷惑となる喫煙は禁止する。

2. 周知

本学ホームページへの掲載、通知、各キャンパスの門（出入口）及び校内掲示版への掲示等の方法により、学内外に対して周知を行う。

3. 禁煙支援

保健管理センターは、引き続き喫煙者に対して禁煙の相談、禁煙指導等の支援をする。

4. その他

(1) キャンパス内及び周辺での喫煙並びに吸殻のポイ捨て等をしないよう周知徹底する。

(2) キャンパス内及び周辺で、喫煙している者等を学生及び教職員が見かけた場合は、当該場所、日時、人数等を総務課労務・安全係に報告する。

(TEL:028-649-5031, 8171 E-mail:roumu@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp)